

所得税の還付申告をされる方へ

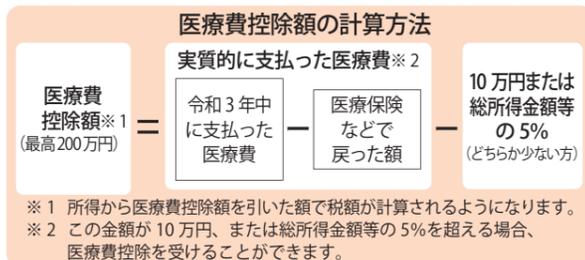
令和3年分の確定申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)(※土・日・祝日を除く)です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、令和4年度分の市・県民税の申告期間は、2月16日(水)からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

還付申告により所得税が戻る方とは…
 年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。



■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - (1) 医師、歯科医師による診療(治療)代
 - (2) 治療や療養のための医薬品購入費
 - (3) 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - (4) 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - (5) 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
 - (6) 助産師による出産の介助料
 - (7) 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費、食事)として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- ※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

- ②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの
 - (1) 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
 - (2) 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
 - (3) 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
- ※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎(43) 3896へお問い合わせください。

■必要書類 ※令和3年のもの

- ①医療費控除の明細書 (市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- ②医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書については提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
 ※医療費控除のほかに、セルフメディケーション税制もあります。詳細については国税庁ホームページをご覧ください。
 ※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付などは発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、それぞれの自治体へ申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意いただき、確定申告などで寄附金控除を受けてください。

- ①確定申告書の提出を要する者となったとき
- ②確定申告書、または住民税申告書を提出したとき
- ③対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ④ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更などがあった場合、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

各種保険料控除

令和3年中に支払った健康保険料や公的年金保険料などの社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

■必要書類

- ①社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- ②生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、次の主な要件にあてはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。(初年度は確定申告が必要です。)

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

住宅ローン控除1年目の方を対象として、氏家税務署主催の申告相談会を下記のとおり開催しますのでご参加ください。
 日時/2月8日(火) 9:30～12:30
 場所/市保健福祉センター2階 中会議室

■主な要件(新築住宅の場合)

- ①住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ②控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- ③民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- ④返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類(新築住宅の場合)

- ①登記事項証明書(法務局発行)など
 - ②請負契約書、または売買契約書など
 - ③借入金の年末残高証明書
 - ④補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- ※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
 ※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

税務署で確定申告をされる方へ

多くの方で混雑する確定申告会場に出向なくても、パソコン・スマホで申告できるe-Tax・スマホ申告が便利です。



スマホ申告はこちらから

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷し郵送などで税務署に提出することもできます。今回の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

期間/2月16日(水)～3月15日(火)
 ※土・日・祝日を除く
 受付時間/8:30～16:00 ※9:00相談開始
 場所/氏家税務署 会議室

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、**還付申告の方の申告相談は、2月15日(火)以前でも受付可能です。**
 ※会場の混雑緩和のため、**確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要**です。
 ※来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
 ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

問い合わせ

- 所得税の申告に関すること
 〒329-1393 さくら市氏家2431-1
 氏家税務署 ☎028(682)3311
 ※音声案内で「2」を選択してください
- 市・県民税の申告に関すること
 市税務課 ☎(43)1115

- 確定申告書作成コーナーの操作等に関すること
 e-Tax作成コーナーヘルプデスク
 ☎0570(01)5901
 ※9:00～17:00(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)

不妊治療費を助成します

市では、不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成しています。

- 対象／次の全てに該当する方（ご夫婦とも）
- ・人工授精、体外受精、顕微授精のいずれかの治療を受けた方（体外受精、顕微授精については県の助成を受けている方）
 - ・矢板市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録のある方
 - ・市税を滞納していない方
 - ・各種医療保険の被保険者、または被扶養者である方
 - ・その他、市の交付要綱に定める要件を全て満たす方

助成金額／申請1回につき上限10万円

助成回数／

妻の年齢によって、助成を受けられる回数が異なります。

妻の年齢（助成を受けた初回治療開始時）	助成回数
40歳未満	通算6回まで
40～42歳	通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※助成回数は、対象治療全てを通算した回数です。

※通算助成回数に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成の対象になりません。

そのほか／

- ・申請期限が市と県で異なりますのでご注意ください。
- ・県の助成制度（体外受精および顕微授精）について、詳しくは県北健康福祉センター ☎0287（22）2259にお問い合わせください。

申請・問い合わせ／子ども課 ☎（44）3600

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う年齢要件の特例について

新型コロナウイルス感染症の患者が増加する中で、特定不妊治療を受けている夫婦などが、治療の延期などを余儀なくされている状況に鑑み、感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合について、時間的に年齢要件を緩和します。

対象者／

治療期間初日の妻の年齢：43歳未満→44歳未満
※令和2年3月31日時点で、妻の年齢が42歳の夫婦が対象

通算回数／

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）

→初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回

※令和2年3月31日時点で、妻の年齢が39歳の夫婦が対象

募集 ～ 第2層協議体 ～ 話し合いの場に参加しませんか？

日時・場所／お住まいの地域にご参加ください。

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会「やさしい手」	1月28日（金） 14：00～15：30	生涯学習館
泉ぼっちの会	1月21日（金） 14：00～15：30	泉公民館
片岡ささえあいの会	1月26日（水） 14：00～15：30	片岡公民館

内容／主に高齢者分野における「地域の困りごと」や「あったらいいなと思う助け合い」などについて、課題解決実現のための話し合い、情報共有をします。

対象者／地域での助け合い・支え合いに関心のある方など、どなたでも参加できます。

申込方法／参加希望の方は、お問い合わせください。

申込・問い合わせ／

社会福祉協議会

☎（44）3000

高齢対策課

☎（43）3896



募集 助け合い・支え合いのある地域づくり講演会

地域づくりの活動を実践されている方をお招きし、お話を伺います。

日時／2月16日（水）

14：00～16：00

場所／生涯学習館 研修室(1)

内容／

【演題】「誰もが人とのつながりを感じられる社会を目指して」

【講師】（一社）えんがお代表理事 濱野 将行氏



対象／矢板・泉・片岡の第2層協議体参加者または地域づくりに関心のある方

定員／60人

申込方法／2月4日（金）までに、電話または第2層協議体参加時にお申し込みください。

申込・問い合わせ／社会福祉協議会

☎（44）3000

募集 都市計画の構想に係る縦覧と公聴会を実施します

都市計画の構想について、市民の皆さんのご意見を伺うため、縦覧と公聴会を実施します。

なお、この都市計画の構想についてご意見のある方は、意見申出書を提出することができるほか、希望する方は公聴会で公述人として意見を述べるすることができます。
都市計画の構想／矢板都市計画道路の変更（栃木県決定）3・3・5号宇都宮陸羽線

対象となる区域／矢板市針生、土屋、山田の各一部

縦覧期間／1月11日（火）～25日（火）※土・日を除く
意見申出書の提出方法／

構想についてご意見のある方は、住所・氏名・生年月日、意見の趣旨およびその理由を書いた意見申出書に、公述人となる意思の有無を明記して、縦覧期間内に右記提出先に直接お持ちいただくか、郵送または栃木県電子申請システムで提出してください。

●矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線の変更に関する公聴会

日時／2月16日（水）18：30～

場所／生涯学習館 研修室(1) 定員／30人

※縦覧期間内に公述を希望する方がいない場合は、公聴会は開催しません。傍聴を希望される方は、開催の有無について、事前にご確認ください。

縦覧場所・提出・問い合わせ／

栃木県都市計画課計画担当 ☎028（623）2465

矢板土木事務所企画調査課 ☎（44）2189

市都市整備課 ☎（43）6213

ごみの焼却は、法律で禁止されています

市役所に「ごみを燃やしていて煙や臭いで困っている」などといった苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、不完全燃焼による有害物質の発生原因にもなります。また、火の粉が飛んだり、思いもしない原因で延焼するなど、火災につながる事例（野焼きの火が自宅に燃え移ってしまった など）も発生しています。家庭でのごみ焼却はみなさんの安全のためにも絶対にやめましょう。

問い合わせ／生活環境課 ☎（43）6755

市内一斉しば焼は廃止です！

毎年1月に、矢板市病害虫防除事業推進協議会が実施していた、「矢板市一斉しば焼」は廃止になりました。

■法令違反の焼却例

- ・家庭のごみを空地や田畑で焼却すること。
（例：紙、段ボール、雑誌、ビニール袋、包装紙など）
- ・家庭菜園で出た作物残さや庭の雑草・枝木竹を焼却すること。
- ・地面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなどで焼却すること。

■ごみ処分の方法

- ・矢板市ごみ収集カレンダー裏にあるごみの分別ガイドに従って処分してください。
- ・庭の雑草や枝などは、小分けにして市指定のごみ袋に入れ燃えるごみとして出すか、エコパークしおやに直接搬入してください。

市税は納期限内に自主納付 ～見逃しません！市税の滞納～

税金を滞納すると…

納期限内に納めている方との公平性を保つため、相談なく滞納を放置している方などに対し、財産の差押えなどの滞納処分を実施します。

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、ご相談ください。

【家宅捜索による差押え】

自宅、事務所などに立入調査を行い、お金に換えられるものを差押えます。

【給与・預貯金・生命保険・不動産の差押え】

勤務先、金融機関、保険会社、法務局などで調査を行い、所有している財産を差押えます。

問い合わせ／税務課 ☎（43）1115

募集 長峰公園 薬除去活動ボランティア

日本の都市公園百選にも選ばれ、北関東でも有数のツツジの名所である長峰公園のツツジを守るため、薬除去作業などの活動を行います。

薬とは…植物の根元部分から生える若芽のことで、これを放置すると肝心な花の成長を阻害してしまいます。



日時／1月29日(土) 9:00～12:00

※国道461号「長峰公園入口」交差点北側付近に集合してください。
※雨天による中止の場合は、参加される方に直接連絡します。

場所／長峰公園内

定員／30人程度

持ち物／タオル、軍手、(お持ちの方) 剪定ばさみ

申込方法／1月14日(金)までに、電話でお申し込みください。

そのほか／当日は動きやすい服装でお越しください。作業終了後に、昼食をご用意しております。

申込・問い合わせ／市観光協会事務局

☎(47)4252

募集 スポーツ講座「コロナに負けないからだづくり」

日時・内容／

	日にち	時間	内容
①	2月17日(木)	19:00～20:30	ウォーキングなどの有酸素運動
②	2月24日(木)		

※連続講座ではありません。ご希望の回をお申し込みください。

場所／生涯学習館 研修室(1)・体育室

対象／市内にお住まいの方

定員／各回30人 ※先着順

参加費／各回100円

講師／星野 真澄先生

【経歴】元プロ野球選手、現在は社会人野球・クラブチーム選手兼任コーチを務める。

持ち物／筆記用具、動きやすい服装、体育館シューズ、ヨガマット、タオル、飲み物

申込方法／1月21日(金)までに、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／

国体・スポーツ局 *生涯学習課取次扱

☎(43)6218

開催 令和4年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議

4月から令和5年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／2月8日(火) 18:00～

場所／生涯学習館 研修室(1)

そのほか／1月28日(金)までに、生涯学習課窓口にある申請書に使用希望日を記載し、提出してください。

提出・問い合わせ／生涯学習課 ☎(43)6218

福祉リフォーム 空き家リノベーション 不動産のご相談

株式会社あいる 矢板営業所 矢板市鹿島町12-13
携帯：090-4360-3395 お気軽にお問い合わせください

Pay Forward Pay Forwardで「つながり」をつなげる

「やいた」のご当地アプリ登場！

加盟店募集中 ※運用サポートあり

お客様にイベントや商品情報などお得な情報を即時配信 活動報告などの情報発信としてもご利用出来ます！

Vesta 株式会社 ヴェスタ info@vesta8.com ☎0287-46-5180

ダウンロードはアプリストアから iPhoneはこちら Androidはこちら